

大分県報

令和八年
第六七五号
一月二十七日
(火曜日)

目次

告示

土地改良法による換地処分（三件）
指定予定保安林（七件）
大分都市計画道路及び三重都市計画道路の決定等に関する公聴会の開催

○告示

大分県告示第四十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営水田畠地化推進基盤整備事業ふるさと宮城地区古園工区の換地処分をした。

令和八年一月二十七日

大分県知事 佐藤樹一郎
大分県知事 佐藤樹一郎
大分県知事 佐藤樹一郎

大分県告示第四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、国営緊急農地再編整備事業駅館川地区板場四工区の換地処分をした。

令和八年一月二十七日

大分県知事 佐藤樹一郎
大分県知事 佐藤樹一郎

大分県告示第四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、国営緊急農地再編整備事業駅館川地区尾立二工区の換地処分をした。

令和八年一月二十七日

令和八年一月二十七日

大分県告示第四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和八年一月二十七日

大分県知事 佐藤樹一郎

一 保安林予定森林の所在場所
佐伯市本匠大字上津川字ゴウシキ七一〇番、七一二番、七一六番、七一八番、七一八番二、七二〇番一、七二〇番二

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。
2 主伐として伐採ができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和八年一月二十七日

大分県知事 佐藤樹一郎

一 保安林予定森林の所在場所

佐伯市本匠大字因尾字ホリ田一二九八番、字屋形渡り一三一三番、字神山奥一三三〇番一から一三三〇番三まで、字大久保一三六一番（次の図に示す部分に限る。）、字ツヨ一三六五番一、一三六五番一、字木平一三六六番、一三六八番、字中田一三七〇番、一三七六番、一三七八番、字後山一三七九番一、字通り山荒神一三八一番、字上ノ山一三八二

番、字通り山一三八四番、一三八七番、字谷迫一三八五番、字蕨原一三八八番

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和八年一月二十七日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 保安林予定森林の所在場所

日田市大字羽田字宮山一八四三番、一八四六番、一八四七番、一八五五番

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は択伐による。

字宮山一八四三番（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県西部振興局並びに日田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐その他の特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

大分県告示第四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和八年一月二十七日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 保安林予定森林の所在場所

由布市湯布院町川上字内野一一四番一（次の図に示す部分に限る。）、一一四番四、字

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県西部振興局並びに日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

ツブレ一二〇番一（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県中部振興局並びに由布市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和八年一月二十七日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 保安林予定森林の所在場所

玖珠郡九重町大字右田字東青野二〇九番一、二〇九番四、二〇九番五、二〇九番七

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県

西部振興局並びに九重町役場に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和八年一月二十七日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 保安林予定森林の所在場所

玖珠郡九重町大字右田字東青野二〇九番一、二〇九番四、二〇九番五、二〇九番七

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県西部振興局並びに九重町役場に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、大分都市計画道路及び三重都市計画道路の決定等の案を作成するに当たり、都市計画法に基づく公聴会の開催手続等に関する規則（昭和四十四年大分県規則第五十七号）第二条の規定に基づき、公聴会を開催する。

同規則第四条の規定により、大分市の住民並びに豊後大野市の住民及び利害関係人は、公申出期限までに、知事に公述の申出ができる。なお、公述申出期限までに公述の申出がない場合は、公聴会を中止し、その旨を大分県庁ホームページに登載する。

令和八年一月二十七日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

名 称	位 置	決 定 及 び 変 更 の 概 要
名 称	位 置	決 定 及 び 変 更 の 概 要
一・四・二号 宮河内端登線	起 点	終 点
三・二・八一号 花園細線	終 点	新規追加
三重都市計画道路中一・四・一号犬飼千歳線を次のとおり決定する。		
一・四・一号 犬飼千歳線	起 点	決 定 の 概 要
豊後大野市大字犬飼 町下津尾字鎧	終 点	一部幅員の変更 一部区域の変更
豊後大野市大字千歳 町長峰字長迫	新規追加	

（「別図」は、省略し、都市計画の決定等の素案の閲覧場所に図書を備え置いて閲覧に供する。）

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

大分市荷揚町二番三十一号 大分市都市計画部都市計画課

大分市中戸次五千百十五番地の一 大分市市民部大南支所

豊後大野市三重町市場千三百番地 豊後大野市建設課

白杵市大字白杵七十二番の一 白杵市都市デザイン課

大分市西大道一丁目一番七十一号 国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所計画課

- （区域は、別図のとおり）
- 三 公聴会の開催日時等
- 開催日時 令和八年二月二十七日 午後二時から
- 四 閲覧期間
- 令和八年一月二二十八日から
- 五 公述申出期限
- 令和八年二月十二日まで
- 六 都市計画の決定等の素案の閲覧場所